

公 示

鶴岡工業高等専門学校は、下記のとおり教員の懲戒処分を行いましたので、公示します。

記

1. 処分年月日 平成26年1月29日

2. 被処分者 助教

3. 処分の内容 諭旨解雇

4. 処分理由の概要

同人は、平成25年9月26日酒気帯びの状態で自家用車を運転し、大型貨物自動車に衝突、損壊させる交通事故を起こしたにもかかわらず、直ちに事故を警察に申告しなかった。警察官から職務質問を受けた際にも当初飲酒運転の事実を否認したほか、本校の事情聴取にも事実を明確にせず、事実の調査を滞らせた。その後平成25年12月26日付の略式命令により罰金が確定し、事実を認めた。

同人の行為は、道路交通法に違反するだけでなく、学生を指導する立場である教員にあるまじき行為及び対応であり、本校及び国立高等専門学校機構の名誉及び信用を著しく傷つけた。

5. 校長コメント

本校の教員に対して本件懲戒処分を行う事態になったことは、誠に遺憾であり、学生はじめ関係各位へ大変ご迷惑をおかけしましたことを心からお詫び申し上げます。

今後は、全ての教職員に対し法令遵守意識のさらなる向上を図り、本校の信用回復に努めて参る所存です。

平成26年1月29日

鶴岡工業高等専門学校

校長 加藤 靖